

平成 1 4 年度 春期 システム監査技術者 午後 問題

問 1 ネットワークへの不正侵入に関する次の記述を読んで，設問 1 ～ 3 に答えよ。

社は，衣料・雑貨の小売会社である。社は，全国に店舗を展開しているほか，昨年からインターネットを利用して B to C のビジネスを積極的に展開している。

最近，社の Web サイトが不正侵入され，ホームページが改ざんされるという事件が起こった。社の業務内容が業界で注目され，ジャーナリズムの話題になったことが，侵入者の目に留まったようである。改ざんの内容は，ホームページの会社名を競合会社名に変更されるというものであった。

Web サイトは，社内で比較的パソコンに精通している S 氏が Web システム管理者として業務機能を中心に構築したものであった。

社システムのネットワーク構成は，次の図のとおりである。

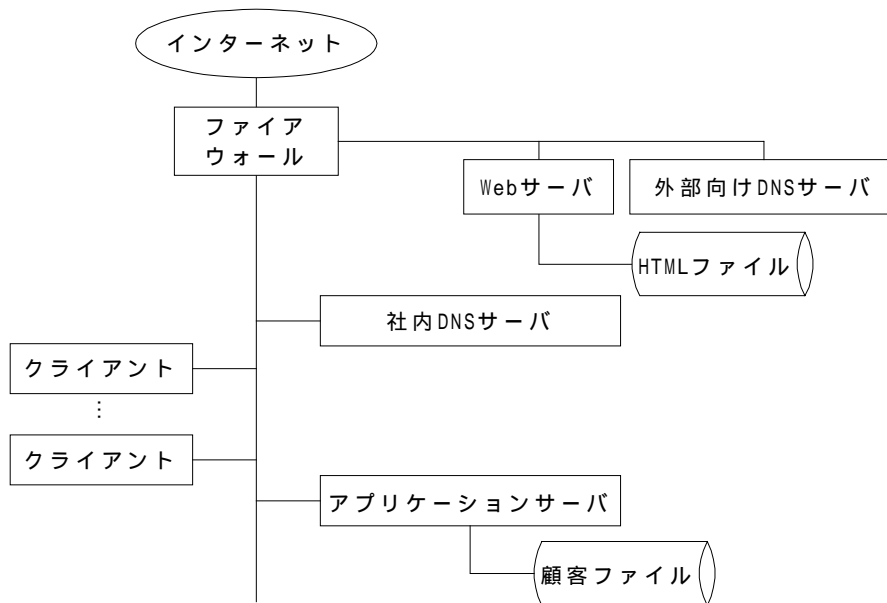


図 社システムのネットワーク構成

〔Web サイト改ざん後の 社の対応〕

社長は，すぐに業務を再開することを希望した。S 氏は，とりあえずホームページの画面を修正し，自分が監視できる営業時間内に限り Web 業務を継続することにした。

また，社が購入して利用している Web サーバのメーカー Y 社の勧めで，今後はシステム監査を実施して，信頼性を確保することにした。内部監査部門には，システム監査実施体制がないので，S 氏独自の判断で Y 社のシステム監査サービス部に監査を委託することにした。Y 社システム監査サービス部は，過去にネットワークセキュリティのシステム監査の経験があるとのことであった。

〔Y社システム監査サービス部のシステム監査業務受託までの経緯〕

社担当の営業員から，システム監査サービス部に，社のシステム監査を受託するかどうかの打診があった。また，別途S氏から，社内にシステム監査実施体制がないので，Y社システム監査サービス部のシステム監査を継続的に受ける方向で検討したいとの電話があった。

Y社システム監査サービス部は，幾つかの事項を確認した後，システム監査サービスを受託する旨を口頭でS氏に伝えた。

〔Y社システム監査サービス部のシステム監査アプローチ〕

Y社システム監査サービス部は，社に確認した事項を基に，外部監査人としてどのような方針で何を実施すべきかを検討し，次のアプローチを採用ことにした。

- (1) 依頼内容は，ネットワークシステムのセキュリティに関するものである。ただし，ネットワークの物理的及び論理的なセキュリティのほか，社内管理体制についての監査も社の要望と考えられるので，それらをカバーするものとする。
- (2) 監査項目及び監査手続は，システム監査基準や過去のY社システム監査サービス部の経験を基に作成する。
- (3) 既に不正侵入が発生しており，その原因は，社のネットワークセキュリティコントロールの基本的な部分にあると考えられる。したがって，特に必要がなければ実証的な検証は行わず，監査技法として質問，資料閲覧及び視察を適用する。
- (4) 社はY社のハードウェア販売先であることから，システム監査報告書においては指摘事項の記載にとどめ，ハードウェアの追加購入などに話が及ぶおそれもあるので，改善策については記載しない。

〔監査調書に記述されている発見事項〕

Y社システム監査サービス部の監査調書には，システム監査によって発見された事項が，次のように記述されている。

- (1) 全社的なセキュリティポリシーが策定されていない。このため，保護すべき情報資産が明確でなく，また，セキュリティ管理者が定められていない。
- (2) S氏は，管理者用IDに“admin”を使用しており，パスワードについても同じ“admin”を使用している。また，業務システムのファイル管理用のID及びパスワードについても，同じものを使用している。S氏には，緊急時に備え，業務システムファイルに対する直接更新の権限が与えられている。
- (3) パケットフィルタリング方式のファイアウォールが設置されている。機能テストを実施した結果，正常に稼働しており，特に機能的な問題はない。
- (4) Webサーバ及び外部向けDNSサーバが，DMZに設置されている。
- (5) HTTP，SMTP，Telnet及びFTPが利用可能になっている。HTTP及びSMTP以外は，業務に使用されていない。
- (6) 導入済みのソフトウェア群には，ファイルを暗号化するためのソフトウェアが含まれている。しかし，保管データの暗号化は，行われていない。
- (7) ネットワークを常時監視するネットワーク不正侵入検知ツールは，導入されていない。

(8) 顧客ファイルのうち，通常の業務では削除されることのない取引履歴情報の一部が削除されていた。

〔 Y 社システム監査サービス部のシステム監査報告と指摘事項 〕

Y 社システム監査サービス部は，必要な監査手続を終え，S 氏あてにシステム監査報告書を提出した。システム監査報告書の指摘事項は，〔 監査調書に記述されている発見事項 〕 の(1)～(8)の発見事項に関するものであった。S 氏は，社長に説明する必要もあることから，指摘事項の詳細とそれらに対する改善策の導入提案について，Y 社システム監査実施担当者の一人から詳しく説明を受けた。S 氏は，緊急性が高く実施が容易なものから，Y 社の協力を得て改善する方向で，社長の指示を仰ぐことにした。

設問 1 社が Y 社システム監査サービス部に委託したシステム監査では，その依頼から報告までの過程に幾つかの問題点がある。主要なものを二つ挙げ，改善案とともにそれぞれ 50 字以内で述べよ。

設問 2 社システムが外部からの不正侵入を許した原因と考えられる運用上の不備事項は何か。不備事項とそれに対応する有効な防止措置を二つずつ挙げ，それぞれ 30 字以内で述べよ。

設問 3 〔 監査調書に記述されている発見事項 〕 には，Y 社システム監査サービス部が実施した資料閲覧によって発見された事項が含まれている。これらの発見事項は，どのような資料閲覧から導かれたものか。また，そのときの監査目標は，どのようなものであったか。想定される監査目標を二つ挙げ，監査目標を 30 字以内，対応する閲覧対象とした資料名を 15 字以内で，それぞれ述べよ。

問2 外部委託に関するリスクとコントロールについての次の記述を読んで，設問1～3に答えよ。

D社は，大手食品メーカーである。人事部，経理部及び情報システム部について，それぞれの戦略策定業務を除く大部分を，1年前にE社として分離した。E社設立の主旨は，D社の間接業務の効率向上であり，外部に対するサービスを目的としたものではない。D社及びE社の組織概要と業務委託関係は，図1のとおりである。

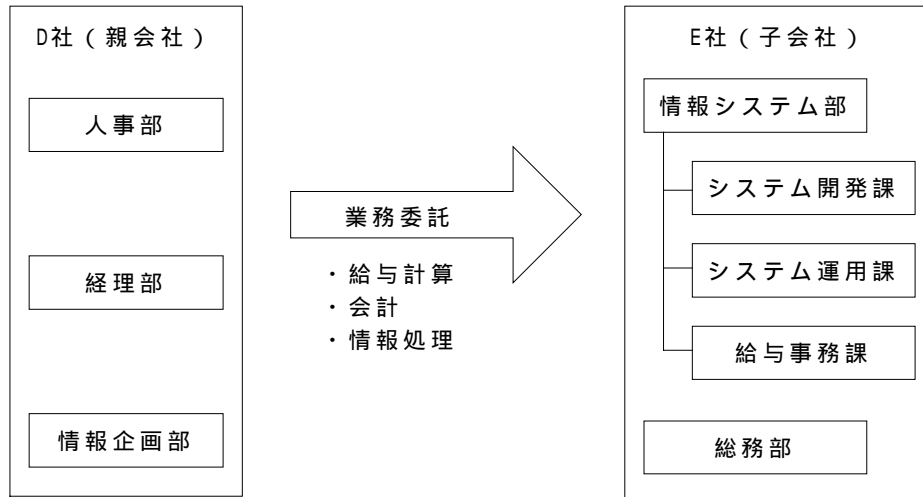


図1 組織概要と業務委託関係

E社の社長は，情報システムの基盤を整備するため，受託している給与計算システム（以下，本システムという）の運用業務に関するシステム監査を外部に委託した。

本システムは，E社の設立以前にD社人事部が企画・設計し，システム開発を外部に委託して構築したクライアントサーバシステムである。運用開始後，約2年が経過している。

毎月の給与支給日の4営業日前（以下，確定処理日という）の夜間に，マスタの更新，給与支給額の計算，明細書出力などを含む月次確定処理を行っている。

主要なデータは，勤怠データ，控除データ及び本給や諸手当金額を登録するマスタデータの3種類である。毎月の入力締切日は，確定処理日の前営業日に設定されている。

それぞれの起票担当者，入力担当者及び入力結果の承認者は，表のとおりである。

表 データ入力処理の概要

データ名	帳票名/媒体	起票担当者	入力担当者	入力承認者
勤怠データ	勤怠管理票	D社従業員本人	D社従業員本人	D社従業員の 上司
控除データ	控除一覧表，フロッピーディスク	保険会社ほか	D社人事部	D社人事部の 課長
マスタデータ	各種申請書	D社従業員本人	E社給与事務課	E社給与事務課 の課長

委託を受けた外部のシステム監査人は，本システムの全般統制を評価する目的で，E社情報システム部長に対してヒアリングを行い，次の説明を受けた。

〔E社情報システム部長の説明〕

- (1) 情報システム部は，本システムと人事管理システムの運用をD社人事部から受託している。そのほか，経理部からは会計システム，情報企画部からは電子メール，ホームページなどのシステムの運用を受託している。業務委託契約書は，システムごとに締結されている。
- (2) 開発及び運用業務の文書化については，分社を契機にE社が独自の規程を策定する計画であった。しかし，グループ全体としての統一規程を策定する計画がD社情報企画部から発表された。そのため，統一規程が策定されるまでの間，文書化の要否及び様式は，従来どおり担当チームの判断に任せている。
- (3) テストに関する規程については，“独自の判断で進めてよい”との指示がD社情報企画部から出ている。各システムの背景を考慮して，実施手順，完了基準及びテスト結果の保存は，担当チームの判断に任せている。
- (4) 開発及び運用業務の一部は，数社に外部委託されている。当該システムの担当者が，必要に応じて委託先の選定を行っている。
- (5) 不正侵入防止のため，すべての事務室とサーバ室への入退室については，IDカードによって個人識別及び本人確認が行われている。システム運用課長がサーバ室への入室権限の設定を行い，総務部がIDカードの発行管理を行っている。
- (6) 月間の処理日程の概要とマスタ更新処理のフローは，図2のとおりである。

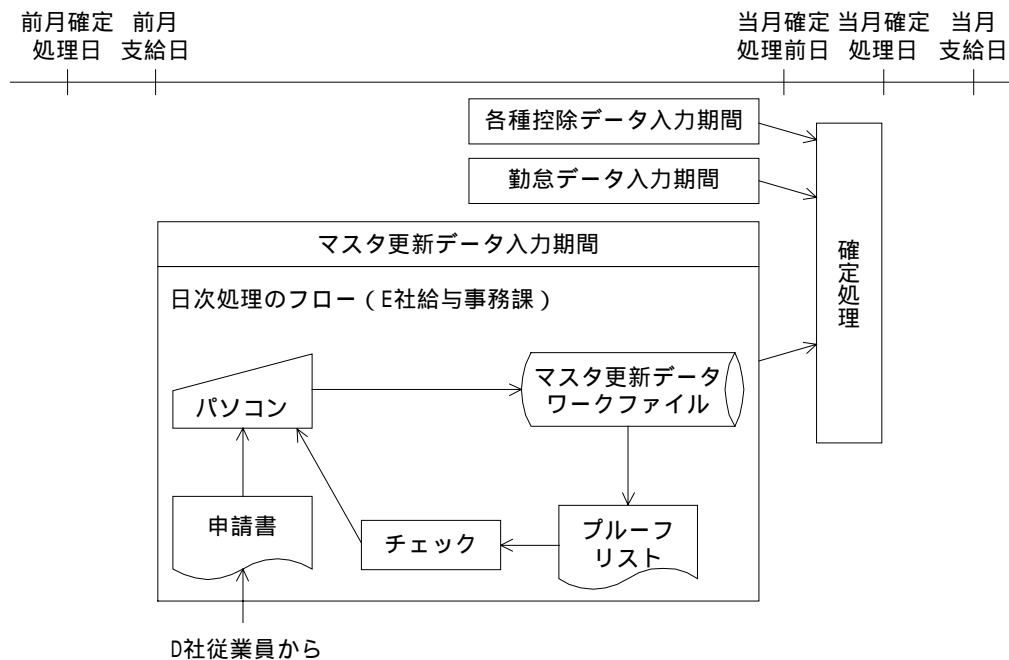


図2 月間の処理日程の概要とマスタ更新処理のフロー

システム監査人は，引き続き，本システムの業務を担当している各課長にヒアリングを行った。その結果は，次のとおりである。

〔E 社給与事務課長の説明〕

- (1) 給与事務課は，本システムのマスタ更新データの入力業務を担当している。D 社従業員から送付される扶養家族，通勤経路の変更などに関する申請書が入力原票である。入力担当者は，申請書を受領すると，記入内容をチェックし，本システムに入力する。
- (2) 入力データは，ワークファイルに逐次追加される。夕方，全件のプルーフリストが出力され，入力担当者とは別の課員がそれをチェックする。
- (3) エラーデータは，入力担当者によって再入力される。全件の確認が終わったら，給与事務課長が承認するために，再度，プルーフリストが出力される。
- (4) (1)から(3)までの処理は，確定処理日の前日まで繰り返され，確定処理日にマスタ更新処理へ引き渡される。
- (5) 税制の変更や手当に関する D 社社内規程の変更などがあった場合は，システム変更要件をまとめて，システム変更依頼書をシステム開発課に提出している。

〔E 社システム開発課長の説明〕

- (1) システム開発課は，本システムのプログラム開発及び保守業務を担当している。給与事務課がまとめた要件を基に，担当の SE が，プログラムの変更とテストをプログラマに指示している。その後，給与事務課の担当者及び課長が，テスト結果を確認している。
- (2) 小規模なプログラム変更の場合は，システム運用課が立ち会わず，システム開発課の担当者が本番環境へのプログラム移行を行っている。

〔E 社システム運用課長の説明〕

- (1) システム運用課は，本システムの運用業務全般を担当している。D 社人事部，E 社給与事務課と協議し，関係部門に年間及び毎月の運用日程を通知している。システム運用課長が，毎朝，自動運用管理ツールから出力されるレポートを利用して前日の処理結果を確認している。
- (2) プログラムの変更が一定規模以上の場合，システム開発課から受け取ったプログラムの本番環境への移行を行っている。

〔D 社人事部課長の説明〕

人事部は，控除データの入力を担当している。担当者が各データをワークファイルに入力した後，プルーフリストが出力され，課長がそれを承認している。入力ミスが発見されたときは，課長が，プルーフリストに訂正内容を記入し，担当者に修正内容の再入力及び結果の確認を指示している。

設問 1 〔E 社情報システム部長の説明〕によれば，E 社の全般統制には不適切な箇所があると考えられる。主要なものを二つ挙げ，想定されるリスクとともにそれぞれ 50 字以内で述べよ。

設問 2 本システムの業務手順の一部には，内部不正防止の観点から幾つかのリスクがある。どの部署のどの担当業務にどのようなリスクがあるか。二つ挙げ，それぞれ 60 字以内で述べよ。

設問 3 チェック済みのマスタ更新データが，確定処理日までワークファイルに正しく維持されていることを保証するコントロールにはどのようなものがあるか。サーバ室へのアクセスコントロールを除いて，主要なものを二つ挙げ，それぞれ 30 字以内で述べよ。

問3 委託業務にかかわる他の監査人のシステム監査報告書の利用に関する次の記述を読んで，設問1～3に答えよ。

人材派遣会社であるA社は，派遣先企業から派遣社員の就業実績を月次で受領し，集計していた。派遣先企業が増加したので，A社は，業務の効率化を目的に，次の条件でASP（Application Service Provider）の派遣業向けサービスの利用を検討した。

〔A社が求めるサービスの条件〕

- (1) 派遣社員は，派遣先企業のパソコンからASPの派遣業向けサービスにアクセスして，就業実績を入力する。
- (2) インターネット環境のない派遣先企業に関しては，月末に派遣先企業承認済の就業実績をファックスでA社が受領する。A社は，内容を確認した後，ASPへこのデータをファックス送信し，ASP側で派遣社員単位にデータ入力し集計処理を行う。
- (3) 提供を受けるASPサービスの内部統制の有効性の評価に関するシステム監査をA社が実施する。

A社は，これらの条件を明記した提案依頼書（RFP）を複数のASPに提示した。これに対し，Z社からは，Z社の外部監査人のシステム監査報告書を利用してほしいという内容を含む提案書が提出された。

〔Z社の提案内容〕

Z社は，派遣業向けサービスシステムに関して2種類のシステム監査を外部監査人に委託して実施している。外部監査人は，Z社への委託企業の監査人が利用することを前提にシステム監査を実施する。

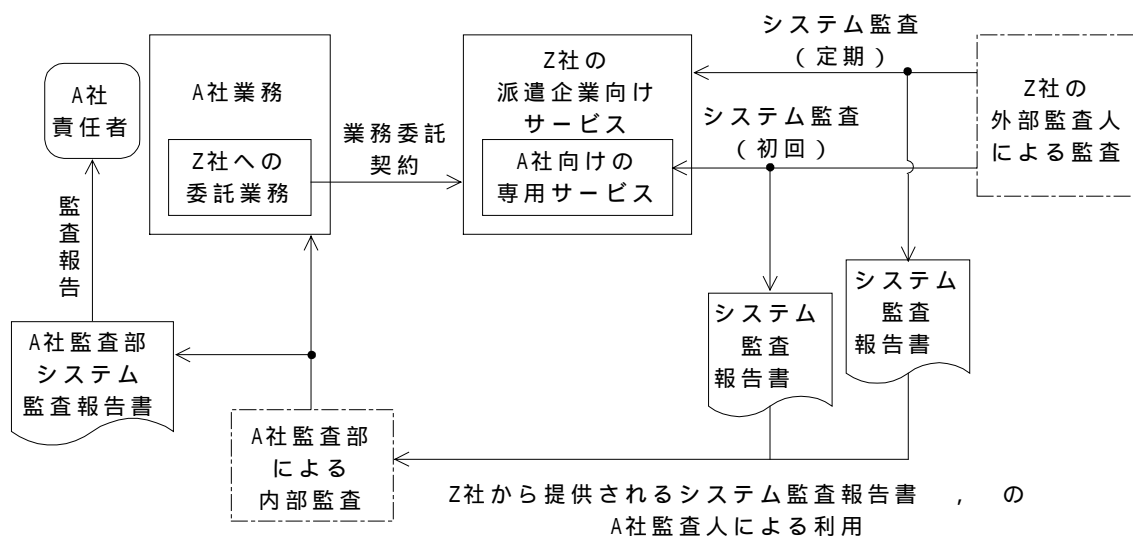


図1 A社とZ社のシステム監査の構図

Z 社は，このシステム監査報告書の写しを委託企業各社に提供する。2 種類のシステム監査報告書，
の内容は，次のとおりである。

(1) システム監査報告書

システム監査報告書 は，Z 社が委託企業の業務要件に基づき新規開発した専用サービス業務を対象に，Z 社が作成した内部統制記述書に記載された統制が存在しているかどうかを確認した結果の報告書である。監査手続は，システム設計書，運用設計書及び関連するマニュアル類を閲覧し，内部統制の存在を確認するものである。

監査の実施時期は，Z 社の新規委託企業の運用開始 1 か月後である。

なお，システム監査報告書 には，システム監査報告書本文と詳細レポート（監査手続と発見事項）のほかに，A 社専用サービス業務部分の内部統制記述書が添付資料として含まれている。

(2) システム監査報告書

システム監査報告書 は，Z 社が提供する共通業務及び運用開始後 6 か月を経過した委託企業の専用サービス業務を監査対象に，内部統制記述書の統制項目の有効性を一定期間の運用について検証した結果の報告書である。システム監査報告書は毎年 10 月から 3 月までの期間の分が 5 月に，4 月から 9 月までの期間の分が 11 月に提出される。

なお，システム監査報告書 には，システム監査報告書本文と詳細レポート（監査手続と発見事項）のほかに，A 社専用サービス業務部分の内部統制記述書と派遣企業向け共通サービス部分の内部統制記述書が添付資料として含まれている。

A 社は，複数の ASP からの提案書を検討した結果，Z 社の提案が最も条件に合致すると判断し，Z 社と契約を結び，平成 13 年 10 月 1 日から運用を開始した。

A 社が利用する Z 社のサービス機能は，図 2 のとおりである。

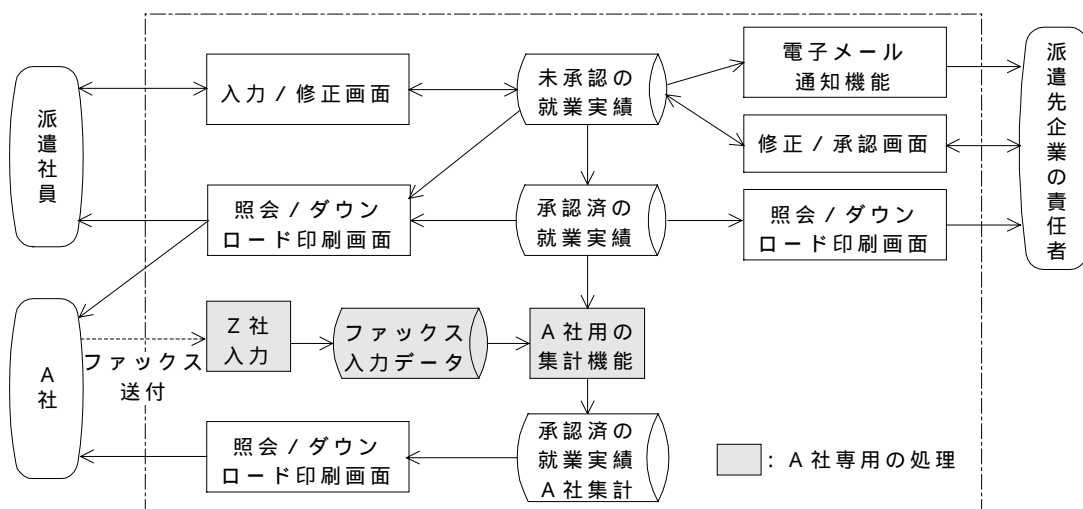


図 2 A 社が利用する Z 社のサービス機能

その処理概要は，次のとおりである。

- (1) 派遣社員の入力データは，未承認の就業実績ファイルに蓄積され，派遣先企業の責任者に電子メールで通知される。
- (2) 派遣社員が入力した就業実績について，派遣先企業の責任者がチェックを行い，入力データの誤りに気付いた場合は，派遣社員に連絡して修正入力させるか又は派遣社員に連絡後，派遣先企業の責任者が自ら修正入力を行う。
- (3) 派遣先企業の責任者が承認すると，日次バッチ処理で承認済の就業実績ファイルに移行される。
- (4) A 社は，毎月第 4 営業日までに前月分のデータが派遣先に承認されたことを確認する。Z 社は，第 5 営業日に A 社用の個人別集計と派遣企業別集計を行う。

A 社監査部の K 君は，Z 社の派遣業向けサービスの利用開始に当たり，12 月と 6 月に定期的にシステム監査を実施するように監査部長から指示を受けた。

K 君は，自社システムの監査経験はあるが，他の監査人の監査報告書を利用した経験はなかった。しかし，Z 社の監査人が外部監査人であり，委託企業の監査人が利用することを前提にシステム監査報告書が作成されていることから，K 君は，Z 社の内部統制の有効性評価の際に，この報告書を利用すればよいと考えた。

K 君は，11 月下旬に Z 社から次のようなシステム監査報告書の写し及びシステム監査報告書の写しを入手した。ただし，システム監査報告書において，A 社専用サービス業務に関する監査は，Z 社による運用開始後間もないために実施されていない。

〔システム監査報告書 の本文〕

	平成 13 年 11 月 15 日
Z 社 代表取締役殿	監査法人 印
1. 実施した手順の概要	
当監査法人は Z 社の派遣業向けサービス業務における A 社業務に関する内部統制に関連して，“(1) 内部統制記述書は，内部統制の状況を適切に記載していること，(2) 内部統制は，統制目的を達成するよう適切に設計されていること，(3) 内部統制記述書に記載された A 社業務に関する内部統制は，平成 13 年 11 月 1 日現在において存在していること”について確認するために，システム設計書，運用設計書及び関連するマニュアル類の閲覧を実施した。	
この手順は，特定の内部統制手順が一定期間にわたり有効に機能していることを検証するものではない。(後略)	
2. 実施した手順の結果	
(本文略。1 の(1)～(3)について，適切である旨が記述されている。)	
3. 内部統制の変更による影響及び内部統制の限界 (本文略)	
4. 本監査報告書の利用制限 (本文略)	
5. 利害関係 (本文略)	

〔A 社専用サービス部分の内部統制記述書（ファックス入力業務に関する記述）〕

- (1) 個人ごとに明細と合計値を入力し，システム上でその一致をチェックすること
- (2) ブルーリストを出力し，入力者とは別の検証担当者が入力されたデータとファックスの記述内容とを照合すること

〔K 君が策定した監査計画〕

(1) 12 月に行う監査

11 月下旬に入手したシステム監査報告書 には，A 社専用サービス部分が反映されていないので，君はシステム監査報告書 を利用して監査する計画を立てた。初回の監査は，A 社の就業実績管理の運用状況が適切であるかどうかの実証的検証を目的とした。ファックス入力業務の適切性については，次の監査項目と監査手続で行うことにした。

監査項目：Z 社がファックスを基に入力した就業実績の集計結果は正確か。

監査手続：処理結果の正確性を確認するために，システム監査報告書 を閲覧する。

(2) 次回の監査

君は，平成 14 年 5 月に Z 社から提供される予定のシステム監査報告書 を基に，平成 14 年 6 月に同じ監査テーマで再度システム監査を行うことにした。

設問 1 K 君の計画した 12 月の監査の手続は不適切であり，監査目的を達成できない。その理由を 55 字以内で述べよ。

設問 2 就業実績管理の適切性を確保するためには，Z 社側の内部統制だけでは不十分である。派遣社員が直接入力する就業実績とファックスで入力される就業実績について，A 社側の内部統制として組み込むべき内容をそれぞれ 40 字以内で述べよ。

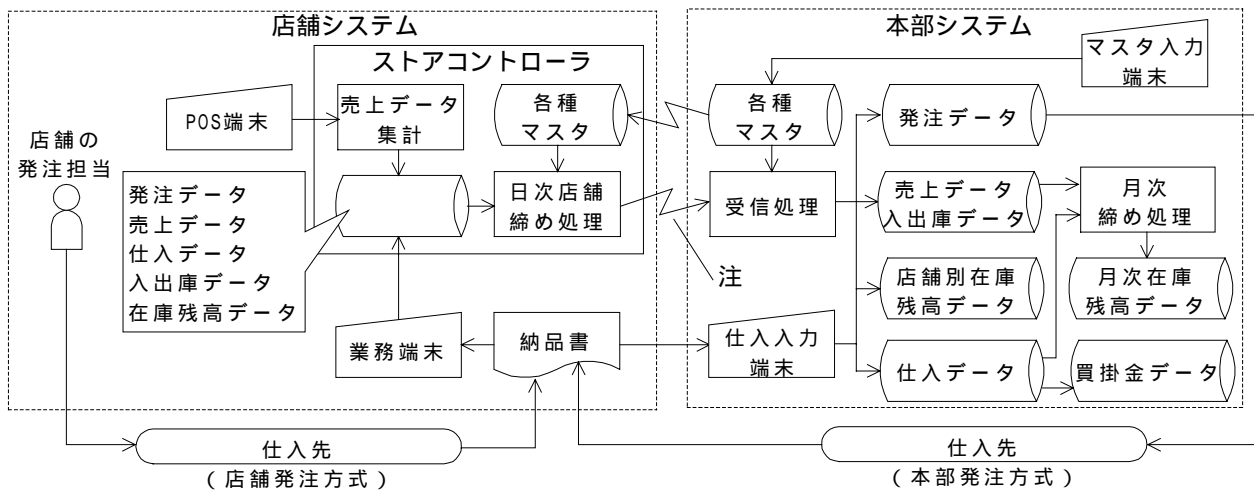
設問 3 システム監査報告書 を定期監査に利用することについて，次の問いに答えよ。

- (1) K 君が本調査の実施段階において，システム監査報告書 を利用する上で留意すべき事項を三つ挙げ，それぞれ 45 字以内で述べよ。
- (2) K 君が，自らの監査報告書の作成段階において，システム監査報告書 を利用して意見表明する上で留意すべき事項を 50 字以内で述べよ。

問 4 量販店の購買管理及び在庫管理に関する次の記述を読んで，設問 1 ～ 3 に答えよ。

M 社は，家電を中心とした量販店である。本部を東京にもち，関東を中心に全国に約 20 店舗を有している。各店舗には，商品群別にそれぞれ販売マネージャが配置されている。また，各店舗の事務管理課には，発注担当，在庫管理担当及び現金管理担当が各 1 名ずつ配置されている。

M 社は，基幹システムとなる新 POS システムを 1 年前に導入した。このシステムは，“店舗システム”と“本部システム”から構成される。



注：仕入データ及び在庫残高データは送信されない。

図 M 社新 POS システムの概要

〔店舗システム，本部システムの概要及び売上管理〕

店舗システム及び本部システムは，販売，在庫及び購買管理に利用されており，システムの概要及び売上管理の仕組みは，次のとおりである。

- (1) 店舗システムには，POS 端末のほか，集計及び情報提供のためのストアコントローラが 1 台配置されている。また，入出庫入力やストアコントローラ上の在庫情報や売上情報の照会・分析のために，業務端末が 1 台設置されている。
- (2) 業務端末には，店舗ごとに一つの ID とパスワードが登録されており，その店舗以外の人物のアクセスを制限している。
- (3) 各店舗の担当者は最低限の要員であり，入力作業や休暇中の担当者の業務を別の担当者が補佐したり，代行したりすることがある。
- (4) 売上データは，各店舗の POS 端末からリアルタイムで店舗のストアコントローラに送信され，店舗在庫残高の更新及び売上データに集計される。
- (5) スタアコントローラに集計された売上，発注データ及び入出庫データは，店舗閉店後に行われる日次店舗締め処理で，本部システムに送信される。ただし，仕入データ及び在庫残高データは送信されない。
- (6) 本部システムでは，ストアコントローラからデータを受信すると，各種マスタと照会した後，店

舗別在庫残高や売上データなどが更新される。この商品マスタや仕入先マスタなどの各種マスタは、本部で登録及び更新され夜間バッチで各店舗システムのマスタが更新される。

- (7) 本部システムでは、データ受信時にコントロールレコードによるインテグリティのチェックを行っている。受信の完了していない店舗(受信時エラーを含む)に対して、翌日に本部システム担当者から確認の連絡を行う。

〔購買管理〕

商品発注の方法には、本部発注方式と店舗発注方式がある。本部発注方式は、本部集中購買による価格交渉力の向上及び商品の安定供給を目的としたものであり、仕入先、購入単価及び値引率は、本部の購買担当者が決定できる。一方、店舗発注方式は、本部で決定した購入単価よりも安く購入できる場合に用いられ、各店舗で独自の仕入先及び購入単価を決定できる。これは、店舗集客力の向上のために特売を行う商品を調達する目的で主に利用され、販売価格も店舗で独自に設定できる。

- (1) 本部発注方式の場合、発注量を各店舗の販売マネージャが決定し、店長の承認後に発注担当者が業務端末から、商品、納期、発注量などの発注データを入力する。この発注データに基づき、本部システムから一括して仕入先に発注が行われる。
- (2) 店舗発注方式の場合、販売マネージャが仕入先及び購入単価を決定し、店長の承認後に発注担当者が仕入先に発注する。この場合、発注データは入力されない。
- (3) 発注した商品は、いずれの場合も各店舗に直接入荷される。店舗に入荷された商品は、在庫管理担当者が入荷商品と納品書を確認し、納品書に受領日を押印し、当日中に業務端末から仕入入力を行う。また、店舗発注方式の場合は、仕入先マスタが登録されていないので、仕入入力時に購入単価、仕入先情報及び支払条件を入力する。
- (4) 仕入入力を完了した納品書は、翌日の午前にまとめて本部に送付される。納品書は、関東地方の店舗であれば発送の当日に到着するが、ほかの場所では2日程度要する場合もある。
- (5) 店舗で入力された仕入データは、本部システムに送信されない。このため、本部の購買担当者は、店舗から入手した納品書によって仕入入力を行う。

なお、店舗発注方式は、店舗での入力と同様に、本部システムでも購入単価、仕入先情報及び支払条件をその都度入力する必要がある。この店舗発注方式の購入単価や仕入先は、本部の購買担当者によって入力前に確認される。

- (6) 本部システムで入力された仕入データによって、日次処理で店舗別在庫残高の更新及び買掛金データの生成が行われる。また、支払処理は、本部発注方式の場合も店舗発注方式の場合も、この買掛金データによって自動的に行われる。

〔商品の店舗間移動〕

商品の店舗間移動は、ある店舗で緊急に商品が必要な場合に、別の店舗から商品を補充するために利用される。対象商品は、本部発注方式で購入した商品に限られる。新 POS システムは、商品移動のための機能を提供していないので、入出庫入力画面で処理している。

- (1) 両店舗の販売マネージャ間で商品移動の交渉を行う。交渉が成立すると、商品移動元の店舗は、出庫時に在庫入力を行い、出力された出庫伝票を添付して商品を出庫する。移動先の店舗は、商品

を受け入れ，出庫伝票と商品を確認した後に入庫入力を行う。

- (2) 本部システムでは，店舗から日次に受信した出庫データによって店舗別在庫残高を減少させ，入庫データによって店舗別在庫残高を増加させる処理を行う。

〔月次在庫残高の確定〕

- (1) ストアコントローラの在庫残高は，入力の都度，即時に更新されるので，月末当日に行った店舗締め処理による在庫残高が月末の在庫残高となる。
- (2) 本部システムの月次在庫残高は，該当月の納品書入力が完了したことを確認した後（翌月の第 3 営業日）に実行される月次締め処理で，店舗別・商品別に更新される。この月次更新は，次のデータを対象に処理される。
- ・仕入データは，商品受領日が計上月であるデータを対象とする。
 - ・そのほかのデータは，店舗の入力日が計上月であるデータを対象とする。

〔実地棚卸し〕

- (1) 定期的に実地棚卸しが各店舗で実施される。この実地棚卸し及び入力・確認作業は，店舗の各販売マネージャが行う。入力された実地棚卸数量は，ストアコントローラ上の在庫数量と照合される。照合の結果明らかになった差異は，店舗の各販売マネージャの確認後，自動的に棚卸増減データ（入庫データ又は出庫データ）として生成されて，本部システムに送信される。
- (2) 本部システムでは，店舗から受信した棚卸増減データによって店舗別在庫残高を更新する。また，“店舗別商品別棚卸差異リスト”が出力され，本部の各商品群別担当マネージャによって過大な差異がないかどうかの確認が行われる。

設問 1 店舗システムの在庫残高と本部システムの在庫残高の整合性を確認するため，各店舗の月末の在庫残高と本部システムの月次在庫残高を店舗別・商品別に照合した。この結果，在庫が一致していないことが判明した。考えられる原因を二つ挙げ，それぞれ 40 字以内で述べよ。

設問 2 店舗システムの月末における在庫残高と本部システムの月次在庫残高が一致した場合でも，本部システムの月次在庫残高を M 社の月末在庫残高とすることはできないのではないかとの意見が挙がった。その理由を 50 字以内で述べ，これに対する解決策を 30 字以内で述べよ。

設問 3 店舗システムによって入力された仕入データを本部システムの仕入データとして使用していないのは，店舗で“納品書のない架空の仕入入力”や“実際と異なる購入単価での仕入入力”のような不正が発生すると考えているからである。

- (1) 不正が見過ごされる原因として考えられている職務分離上の問題点を 40 字以内で述べよ。
- (2) 店舗システムによって入力された仕入データを本部システムで利用する場合，不正を防止するために店舗において実施しておくべき対策を二つ挙げ，それぞれ 35 字以内で具体的に述べよ。